

京都教育大学ティーチング・アシスタント取扱要項

平成18年 6月19日 制定
令和 4年 2月21日 最終改正

(目的)

第1条 この要項は、京都教育大学大学院（以下「大学院」という。）に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する報酬を支払うことにより、学生の処遇の改善に資するとともに、指導者としてのトレーニングの機会を提供すること及び大学教育の充実を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 前条に定める教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）とする。

(業務)

第3条 TAは、教育的効果を高めるため、授業担当教員の指示に従い次の業務に従事する。

- 一 学部学生に対する実験、実習、演習等の教育補助業務
- 二 大学院及び特別専攻科の授業運営等にかかる補助的業務

(資格)

第4条 TAは、大学院に在籍する優秀な学生で、前条の業務にあたる能力を有すると認められる者とする。

(申請)

第5条 TAの採用申請をしようとする授業担当教員は、当該学生及び指導教員の承諾を得て、当該担当教員が所属する学科等の主任又は責任者（以下「学科主任等」という。）に申し出るものとする。

2 学科主任等は、当該学科等におけるTA候補者について取りまとめ、推薦順位を付して、学長に申請するものとする。

(採用)

第6条 TAの採用は、予算の範囲内において学長が決定する。

2 TAの採用は、事業年度を越えないものとする。

(労働時間)

第7条 TAの一人当たりの労働時間は、原則として月40時間（週10時間程度）以内とする。

(報酬)

第8条 TAの報酬は、1時間当たり1200円とする。

第9条 削除

(オリエンテーション)

第10条 TAの教育補助業務の実施に当たっては、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーションを行うものとする。

(事務)

第11条 TAに関する事務は、教務課において処理する。

(その他)

第12条 この要項に定めるほか、TAの実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成18年6月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 京都教育大学ティーチング・アシスタント取扱要項（平成16年5月19日制定）は廃止する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年9月18日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。